

自 己 点 検 評 価 書

令和 4 (2022) 年 11 月

かなざわ食マネジメント専門職大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	10
基準 3. 教育課程	15
基準 4. 教員・職員	19

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

基本理念

建学の精神は、「専門産業の発展に貢献できる職業人の養成」である。本学の母体となる学校法人国際ビジネス学院および姉妹法人である学校法人国際ビジネス学院金沢が掲げる、国際ビジネス学院グループの経営理念「全教職員の物心両面の幸福を追求し、専門産業の発展に貢献できる社会人の養成を行う」に基づいている。

食に関するビジネスは大きな社会変化を受け、変化への対応が避けられない今日、従来には無いサービスや業態を次々と生み出し、新しい価値創造による食ビジネスの可能性を牽引し、食ビジネスを豊かにかつ高度に、未来に向けて進化させる人材の育成を目的としている。故に本学の使命は、社会のあらゆる変化をチャンスと捉え、「食」と「経営」にかかわる高度な実践力と豊かな発想力で、未来を変えていく人材を育てることである。教育の特色は、食を中心に据えて、社会の変化に柔軟に対応しながら、生き抜くために必要な学問分野を横断的に学べる科目編成と、専門職大学教育の特色でもある実習・演習科目を加えた、理論と実践の融合教育である。

教育目標

- 「ビジネスにおいて必要とされる汎用的能力を育成する」
新たな価値を生み出す「創造力」、組織を動かす「経営力」、変化を読み取る「情報力」を身につける
- 「食に関わる専門職に求められる能力を養成する」
広範な食の世界を理解し食ビジネスを展開するための総合的な教育を行うと定めた。

II. 沿革と現況

1 本学の沿革

令和2年10月	かなざわ食マネジメント専門職大学	設置認可
令和3年4月	かなざわ食マネジメント専門職大学	開学
令和3年8月	白山キャンパス4号館完成	(大学専用棟)

2 本学の現状 (令和4年5月1日現在)

- ・ 大学名 かなざわ食マネジメント専門職大学
- ・ 所在地 白山キャンパス
石川県白山市横江町5250
- ・ 学部構成 フードサービスマネジメント学部 フードサービスマネジメント学科
- ・ 学生数、教員数
(学生数)

学部名	学科名	入学定員	1年次	2年次	3年次	4年次	現員	収容定員
フードサービス マネジメント学部	フードサービス マネジメント学科	40	18	8	-	-	26	80
合計		40	18	8	-	-	26	80

(教員数)

学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	助手	計
フードサービス マネジメント学部	フードサービス マネジメント学科	8	1	1	2	0	12
合計		8	1	1	2	0	12

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

かなざわ食マネジメント専門職大学（以下、「本学」という。）の建学の精神は、「専門産業の発展に貢献できる職業人の育成」である。

本学の目的は、学則第 1 条に「実践的な職業教育、研究及び社会貢献に対する産業界・地域等の要請にこたえるため、深く専門の学芸を教授研究するとともに、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力が展開できる高度な職業人の養成並びに学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

上記を踏まえ、本学は、教育目的を次のとおり定めている。

- 1 ビジネスにおいて必要とされる汎用的能力を育成する。新たな価値を生み出す「創造力」、組織を動かす「経営力」、変化を読み取る「情報力」を身につける。
- 2 食に関わる専門職に求められる能力を育成する。広範な食の世界を理解し食ビジネスを展開するための総合的な教育を行う。

また、三つのポリシーを適切に定め、学生便覧及びホームページに掲載している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的等は、学則やホームページ、学生便覧、大学案内などに簡潔に文章化されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学が養成する人材像は、フードサービス企業において、将来的に経営の中核を担える人材（経営中核人材）となりえる基盤を持つ人材であり、卒業時点で、入社後短期間にチェーン企業の店舗マネジャーを担う能力と、その後に経営中核人材へ成長していくための素養（経営理論や社会的なものの見方・考え方）を習得することを目標としている。

学則第 5 条においても、フードサービスマネジメント学部 フードサービスマネジメント学科の目的を、「企業経営を理解し、チェーン企業の店舗マネジャーを担う能力と、将来

的にフードサービス企業において経営の中核を担える基盤を持つ人材を養成することを目的とする。」と定めている。

1-1-④ 変化への対応

完成年度未達のため、使命・目的及び教育目標の見直しは行っていないが、今後、社会情勢などに対応し、見直しが必要となった場合は、教育課程連携協議会及び教授会の意見を聞き、学長のリーダーシップのもとに実施する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的については、設置主体である学校法人国際ビジネス学院の理事会の承認を得ている。学長は理事会の構成員であり、大学の意見を理事会に伝えることができる体制にあり、役員、教職員の理解と支持は得ていると判断する。

また、基本理念・教育理念、使命・目的等を改正する際には、教授会、運営会議、理事会の議を経て決定するシステムとなっている。

以上の観点から、役員や教職員の理解を得ていると判断する。

1-2-② 学内外への周知

使命・目的及び教育目的の周知は、学外に対しては、ホームページ、大学案内やオープンキャンパス、学内に対しては、学生便覧、オリエンテーション、各種ガイダンスを通して行っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

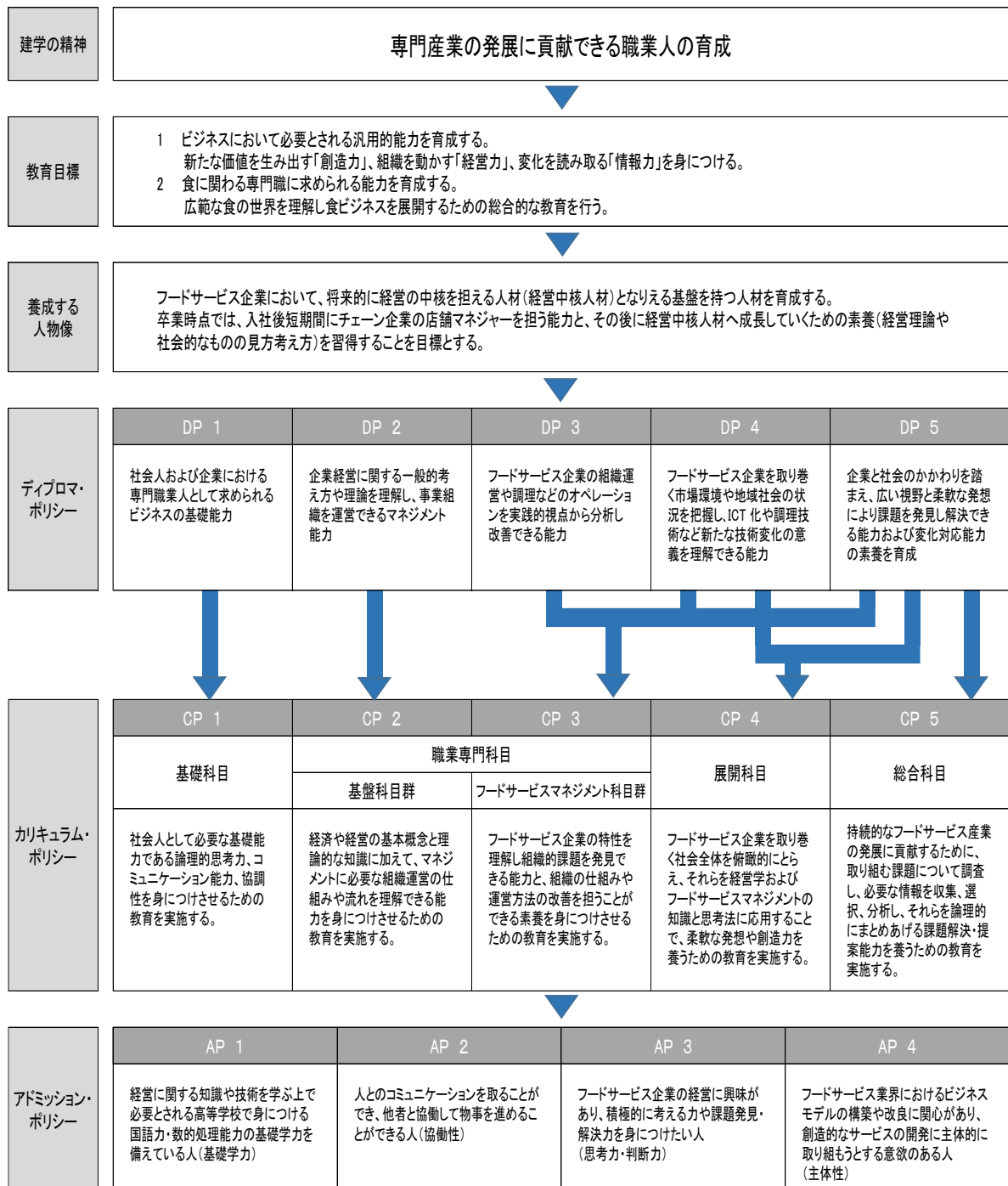
中長期計画に関しては、策定予定である。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育目的と三つのポリシーの関連は、次ページ（図表 1-2-1）で示すとおりである。本学は、養成する人材像及び教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシー定め、ディプロマ・ポリシーの達成のためにカリキュラム・ポリシーに基づく適切な教育を行っている。また、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、適切なアドミッション・ポリシーを定めている。

また、設置者である学校法人国際ビジネス学院の「フィロソフィ」が、本学の建学の精神、教育目的、三つのポリシーの基盤となっている。とりわけ令和7（2025）年に大学、専門学校とともに日本を代表する職業教育機関として存在することを目指しているため、大学、専門学校の隔てなく、職業社会人の最も基本的な素養として、フィロソフィの冒頭に表現される学院として重要な社会人としての素養を修得することを重要視している。従って学生便覧において、三つのポリシーに並列的に社会人としての基礎的な素養として「挨拶」「掃除」「時間の約束」を重視することを表現している。更に教員にまず率先垂範を勧めている。このようにフィロソフィは、三つのポリシーの表現の底流にあることを、具体的に学生に明示している。

(表 1-2-1) 本学の教育構想



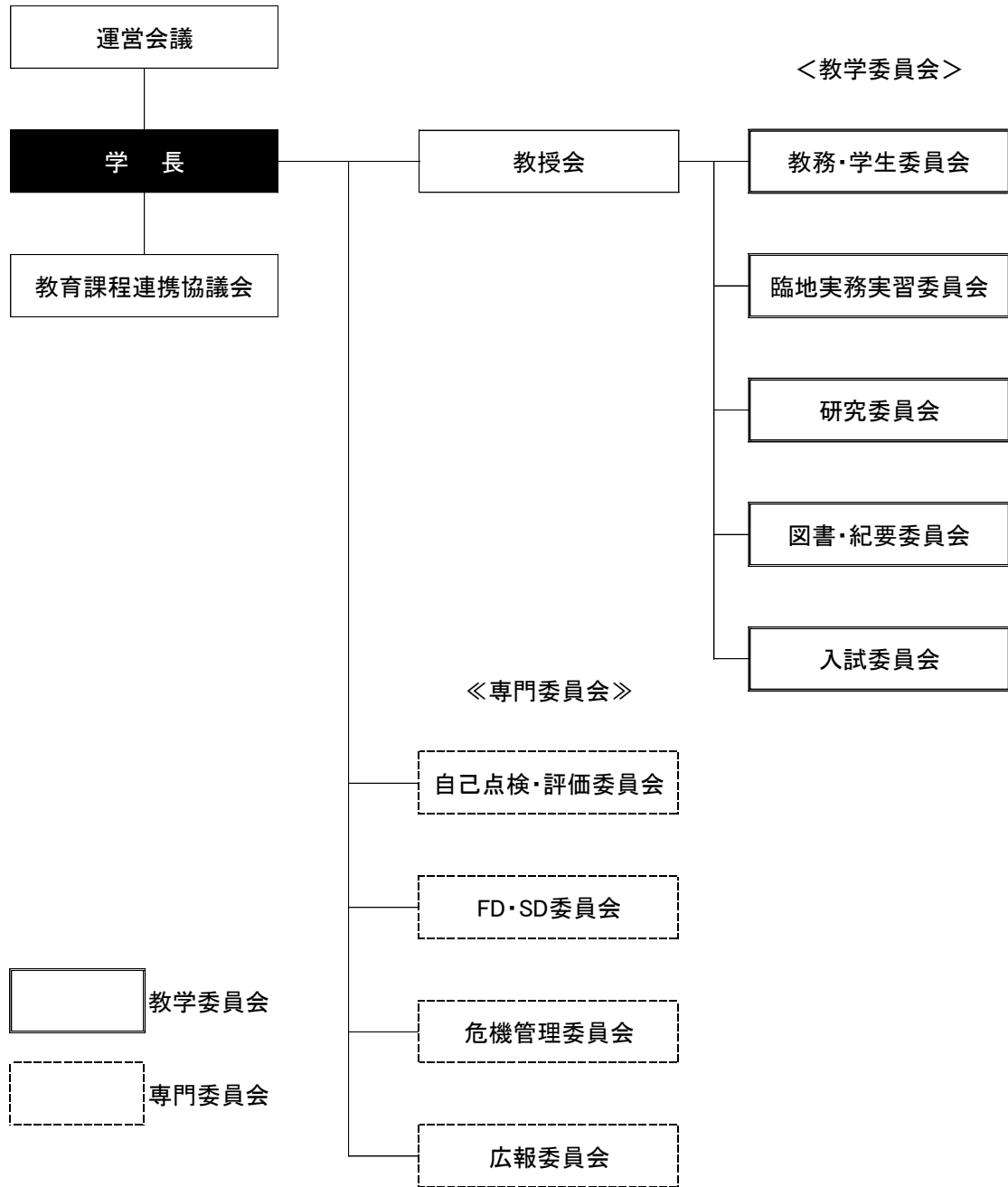
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、「フードサービスマネジメント学部フードサービスマネジメント学科」を設置している。

委員会等を含む運営組織図は、(図表 1-2-2) のとおりである。

事務組織としては、「事務組織規程」にて定めたとおり、管理運営者のもとに「総務部」「財務部」「教務・学生部」「広報部」を置いている。

(図表 1-2-2) かなざわ食マネジメント専門職大学 大学運営組織図



基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

かなざわ食マネジメント専門職大学（以下、「本学」という。）は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定め、学生募集要項、ホームページ、学生便覧に掲載し、学生、教職員及び社会に対して適切に周知している。

- (1) 経営に関する知識や技術を学ぶ上で必要とされる高等学校で身につける国語力・数的処理能力の基礎学力を備えている人（基礎学力）
- (2) 人とのコミュニケーションを取ることができ、他者と協働して物事を進めることができる人（協働性）
- (3) フードサービス企業の経営に興味があり、積極的に考える力や課題発見・解決力を身につけたい人（思考力・判断力）
- (4) フードサービス業界におけるビジネスモデルの構築や改良に関心があり、創造的なサービスの開発に主体的に取り組もうとする意欲のある人（主体性）

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに則り、「入学者選抜規程」に基づき、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、一般選抜（社会人選抜）を実施している。

入学選抜に関する業務は、「入試・広報委員会」が担当していたが、令和4（2022）年度より、「入試委員会」と「広報委員会」に分け、それぞれの役割を強化した。

入学者選抜に関する次の事項は、「入試委員会」が行っている。

- (1) 入学試験の日程・方法・試験科目に関すること
- (2) 入学資格審議に関すること
- (3) 入学試験の実施計画及び実施に関すること
- (4) 試験問題に関すること
- (5) 入学者選抜資料の作成に関すること
- (6) その他入学試験に関すること

入学者選抜の方法に関する基本的事項及び入学者選抜に関する組織体制は、「入学者選抜規程」に定めている。入学者選抜の試験問題作成については、「入学者選抜規程」第5条において、入試委員会の下に4つの作業部会（判定資料作成委員会、入試問題作成委員会、論文試験論題作成委員会、入試問題査読委員会）を置き、作問にあたっている。

機能分化した入試委員会、広報委員会においては、役割強化を図るために、各委員会の権限と責任などを再整理して規程の整備を図りながら、入試制度と選抜実務の整合性が保たれるようにしていく予定である。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度の入学状況は次のとおりであり、入学定員を大きく下回っている。

（図表 2-1-1）入学定員・収容定員推移

年度	入学定員	志願者	受験者	合格者	入学者	入定充足率	収容定員	在籍人数	収定充足率
令和3（2021）年度	40	9	9	9	8	20.0%	40	8	20.0%
令和4（2022）年度	40	28	28	28	18	45.0%	80	26	32.5%

令和3（2021）年度の定員未充足を受け、第1回入試・広報委員会（令和3（2021）年4月7日開催）において、教職員全員が参加し、定員未充足の原因を分析した。結果は次のとおりである。

- （1）認可前からの広報活動（WEBやホームページ、SNS等を活用した情報発信、オープンキャンパスの開催、高校内ガイダンス、高校教員対象説明会の開催等）が不十分であったため、本学の認知度が十分に上がらなかった。
- （2）コロナウイルスの影響により、高校訪問を十分に行うことができなかった。
- （3）11月から本格的に募集活動を行ったが、高校・高校生・保護者に本学の特徴を伝えることができなかった。

上記の分析結果をもとに、令和3（2021）年度は定員充足に向けて下記の活動を行った。

- （1）オープンキャンパス
教職員を中心に在学生も協力し、オープンキャンパスを年間25日実施した。高校生が参加しやすいように、土曜日、夏休み期間の通常のオープンキャンパスに加え、ミニオープンキャンパスとして、大学説明と校舎見学のみを行う短時間コースを設けた。また、専門学校も含めたキャンパス全体で行うイベントを年2回開催しており、延べ66人が参加した。
- （2）オンラインやSNSを活用した個別相談会
遠方のためオープンキャンパスへの参加が難しい高校生や保護者に対しては、オンラインやSNSを活用した個別相談会を予約制で開催し、疑問や質問に対して個別に丁寧に対応した。
- （3）高校訪問
石川県48校、富山県51校、福井県33校、長野県10校、合計142校の高校を訪問し、校長、進路指導担当者、3学年担任へ本学の概要や特徴を丁寧に説明した。
- （4）大学コンソーシアム石川への加盟
県内に所在する高等教育機関の連携組織である「大学コンソーシアム石川」に加盟し、毎年6月に県内高校宛に発送される県内高等教育機関一覧の案内誌に本学も掲載してもらうことで、高校および高校生に対して認知度を上げた。
- （5）学内活動の積極的な情報発信
入学希望者や検討者に対して、入学後の学生生活を具体的に想像できるように、ホームページやSNSを活用し、広く情報発信を行った。

(6) 高大連携の取り組み

県内高校と高大連携協定を締結し、教育連携に取り組むことで、本学の教育研究の特徴を周知した。

(7) 高校教員対象大学説明会の開催

4号館の完成に伴い、8月初旬に北陸3県の高校教員を対象とした大学説明会を実施した。

(8) パンフレットの刷新

ホームページ等の運動も含めて、より本学の認知度が向上するようパンフレットを刷新した。

上記の取り組みを行ったが、令和4(2022)年度も入学定員を充足することはできなかった。令和3年の募集活動の反省に立ち、各高校への専門職大学の特色および本学の特色についての説明を強化し、広告媒体についてもSNS媒体を中心に、主に高校生、保護者、高校教員に向けて情報発信を強化した。特に本学のホームページについては、従来のものより、よりわかりやすく、興味を持ってもらえるような内容へと刷新した。飛躍的にホームページの閲覧数は拡大したことから、一定の認知度向上が図れたと考えられるが、本質的にはまだ専門職大学の内容及び本学の特色について認知度が高まったというレベルまで至っていないのが現状である。今後は広報戦略の抜本的な見直しと、具体的かつ広範囲な広報活動の強化を行いながら募集を強化していく予定である。また社会人入学を促すための産業界への大学認知度を上げる活動や、令和4年度に制度化した編入学制度についての運用や、科目履修制度の確実な運用もはかりながら、志願者の拡大を図る予定である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制は未整備であり、今後整備していく。とりわけ本学の特色である「臨地実務実習」は、専門職大学設置において、教育機関と食ビジネス産業が共同で教育を行うことが特色となる科目である。科目担当教員の他、全教職員が、受入企業とのコミュニケーションや、学生の実習準備など、側面支援を行うことが不可欠である。理論と実践の融合教育の成功に向けて、全学的な支援体制確立に向けた教職一体の協働体制の構築を行っていく予定である。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

障がいのある学生への支援については、「障害学生就学支援規程」にて定めている。令和4年(2022)年度時点の該当者はいない。

オフィスアワーについては、特に時間の設定はせず、教員の都合がよい時間にいつでも質問できる体制をとっているが、今後は非常勤講師も含めて時間を定める必要がある。また、TA制度については、現時点では導入していない。

学生の学修、学生生活等の相談については、担任制度を導入し対応している。担任は、各学年に主担任1名、副担任1名を配置し、オリエンテーション等で学生に周知している。退学・休学・留年等の問題が起こったときも、速やかに担任に連絡を行い、学生と面接を行うことで早期に問題を解決できる体制をとっている。

「初年次教育」「入学前教育」「リメディアル教育」については未整備であり、今後、教務・学生委員会を中心に検討していく。

この他、学生自身が自主的に学びの状況を把握し、学生自身の進路設計と照らし合わせて現在位置を正しく確認できる修学支援システムの必要性を認識している。同時に修学支援システムを教職員が共有することで、科目間の連携を、学生の履修状況に合わせてより効果的なものとするなど、教育の質を高める不断の改善を進めていく予定である。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

教育課程内のキャリア教育は、「基礎科目」「臨地実習」で実施している。「臨地実習」について必要な事項は、「臨地実務実習委員会」が審議、検討している。

令和4年、2年次から始まった臨地実務実習はコロナ禍の影響も大きく、計画と準備が不十分であった。この反省を活かし、また教育課程連携協議会の構成メンバーからの臨地実務実習に関する建設的な意見も取り入れ、次回実習から着実に実習成果を達成切るよう学生支援を行う。学生支援は、学生の修学目標と目指すべき進路の方向性が明確なほど、支援の焦点と施策が明確になる。そのためには学生自身の自主的な修学内容のモニタリングと自己評価が持続的に行われることが必要である。同時に教員相互に学生の状況を可視化することも必要である。学生の修学への態度と、教職員の学生指導のベクトルが相違しないよう教育課程内外において修学支援を充実していく。何より学生の自主性、自律性の発露が社会人の必要な基礎能力であるとの認識を持ち、教育課程外のキャリア教育（インターンシップを含む）については、完成年度に向けて整備してゆく。また、資格取得支援については、令和3（2021）年度に「日商簿記受験対策」と「ITパスポート受験対策ゼミ」を開講した。資格取得は学生のニーズも高いため、今後は関連奨学金の創設、支援体制の充実を図っていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導については、「教務・学生委員会」にて必要な事項を審議し、「教授会」に上程している。

修学支援制度等の奨学金については、新学期オリエンテーションにて周知している。令和4（2022）年度の利用者は、次のとおりである。

- ・修学支援制度（給付型） 1年生 2人
- ・日本学生支援機構（貸与型） 1年生 6人 2年生 2人

本学独自の奨学金の規程はあるが、現在の該当者はいない。

学生の課外活動については、「学生団体に関する規程」に定めている。令和4（2022）年8月現在、「白山探検隊」と「食マネeスポーツサークル KZen（ゼン）」がある。また、学校行事などの企画・運営を行い 本学の教育理念の実現に寄与することを目的に「学友会」を組織している。ほかに「学生広報部」が本学の広報活動に参加している。

カウンセリングルーム、医務室はあるが、専任のカウンセラー、看護師はまだ配置され

ていない。

本学の学生への生活支援については、課題の一つとして、県外からの入学者に対する生活支援の充実がある。施策の一つとして、大学専用の新たな学生寮の建設に、法人として取り組んでいる。完成すれば10室程度大学専用として優先的に入居できる予定であり、賃料についても学生支援の一環として、相対的に安価に提供する予定である。サークル活動は、学生数が少ない中でも、2団体が活動している。いずれも同好会的な所から地域への連携活動を自主的に志しており、地域貢献に資する活動に昇華すべく学生が努力している。引き続き、教職員挙げて支援を強化していく予定である。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、豊かな自然環境と生活環境が両立する白山市の発展エリアにある。白山キャンパスには、本学のほかに4つの専門学校（国際ペット専門学校金沢、国際調理専門学校、金沢医療事務専門学校、国際動物看護専門学校）が設置されている。

本学の校地、校舎は、図表 2-5-1 のとおり、専門職大学設置基準以上の面積を十分に備えている。

(図表 2-5-1) 本学の校地校舎面積

	設置基準 (㎡)	本学面積 (㎡)	本学面積内訳	
			専用	共用*
校地面積	1600.00	7739.94	2804.06	4935.88
校舎面積	2512.00	4088.27	3239.26	849.01

*は、専門学校（国際ペット専門学校金沢、国際調理専門学校、金沢医療事務専門学校、国際動物看護専門学校）と共用

白山キャンパスの校舎は、平成31年（2019）～令和3（2021）年に建設されたため、耐震等の安全基準を満たしている。また、避難訓練を年2回（5月と9月）、適切に実施している。

「施設・設備の安全管理に関すること」は、「危機管理委員会」で審議・検討している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館は、専任の司書1名を配置し、月～金曜日の8時から18時まで開館している（貸出は9～17時）。令和4（2022）年5月1日現在、図書9,337冊（うち外国書940冊）、電子ジャーナルを含む学術雑誌を41タイトル（うち外国雑誌7タイトル）所蔵している。また、蔵書検索及び電子ジャーナルを閲覧するためのタブレット3台を備え、要望により館内貸出を行っている。

問題点としては、図書館として設計されたものではないため、図書館としての機能（ブラウジングコーナーや勉強に集中できるスペース・適正な照明の明るさ等）が備わってい

ないため利用しにくく、利用者が少ないことである。今後、段階的に整備していく。

実習施設としては、最新の機器を備えた「調理実習室Ⅰ」があり、大学の授業に支障がないように使用するという取り決めで専門学校も共用している。しかし、備品、棚などの区別が曖昧となっているという問題がある。

また、「情報リテラシーⅠ・Ⅱ」「統計基礎」等の情報の授業を行うために、コンピュータ室を設置している。1人に1台使用できるようにPC41台（講師用1台、学生用40台）を備えている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーに対応するため、階段にはすべて手すりがついているほか、学生が利用する1号館と4号館にはエレベーターが設置されている。1号館と2号館は渡り廊下で繋がっているために、食堂Ⅰがある2号館にも行くことができる。また、1号館と4号館の1階には多目的トイレがある。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業は、すべて40人以下の少人数で実施している。また、英語Ⅰは、入学時のテストによりレベル別に2クラスにわけて実施している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見アンケート等、意見をくみ上げる仕組みはあるが、分析及び反映は不十分である。教務・学生委員会を中心に検討を進めていく。

基準3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

かなざわ食マネジメント専門職大学（以下、「本学」という。）は、フードサービスの社会的・文化的背景を理解し、フードサービス分野の企業経営と、ICT および調理技術や食材調理、食品衛生の基本を学び、所定の単位を修得し求められる資質・能力を身につけた学生に対し、学位を授与している。

学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、次のとおりである。

- (1) 社会人および企業における専門職業人として求められるビジネスの基礎能力
- (2) 企業経営に関する一般的考え方や理論を理解し、事業組織を運営できるマネジメント能力
- (3) フードサービス企業の組織運営や調理などのオペレーションを実践的視点から分析し改善できる能力
- (4) フードサービス企業を取り巻く市場環境や地域社会の状況を把握し、ICT 化や調理技術など新たな技術変化の意義を理解できる能力
- (5) 企業と社会のかかわりを踏まえ、広い視野と柔軟な発想により課題を発見し解決できる能力および変化対応能力の素養を育成

ディプロマ・ポリシーは、ホームページ、学生便覧に掲載し、学生、教職員及び社会に適切に周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

「単位認定基準」については、「学則」「履修規程」に定め、学生便覧に明記し学生に周知している。

「進級基準」の定めは特にないが、72 科目のうち 44 科目（61.1%）が必修科目であり、特に 1 年次、2 年次は必修科目の割合が高いために、履修指導において、主要な科目の取りこぼしがないように厳しく学生に指導している。

「卒業認定基準」は、学則第 36 条に「本学に 4 年以上在学し、学部に定める授業科目を履修し、131 単位以上の単位数を修得した者」に、教授会の議を経て、学長が卒業を認定すると定めている。また、その詳細を学生便覧に記し、学生に周知している。

「他大学における既修得単位の認定単位数の上限」は、学則第 32 条及び第 33 条に「60 単位を超えない範囲」と定めている。

学生の履修状況について、常に学生に対して教学組織が履修状況に関心を持ち続けることが重要である。一方、学生自身が履修状況を確認でき、自らの履修計画を正していくことも求められる。そのためには学生、教職員が履修に関して情報共有を密にして、学生個別の修学計画を用意することも必要であり、学生も自身の修学状況を客観的に把握しながら、軌道修正の努力を行うことも必要である。そのために、既存の学事管理システムに加え、新たな修学支援システムを整備することで、教学マネジメントを強化する予定である。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定にかかる「成績評価の方法」「到達基準」及び「講義計画」は、科目ごとに「シラバス」に示し、学生に周知している。

「成績評価の方法」については、学生便覧に基づき、新学期のオリエンテーション時に説明を行っている。

科目担当教員は、単位認定要件に基づき、厳正に成績評価を行っている。また、学修効

果を客観的に把握するためにGPA制度を採用し、数値化し管理している。

各期終了後、本人及び学費負担者にGPAを記載した学業成績記録を郵送している。郵送の際には、成績疑義照会の案内を同封、周知している。

「卒業認定」については、当年度の成績が決定したのちに教授会で確認をとり、学長が最終決定する。本学を卒業した者には、「学位規程」に基づき、「フードサービスマネジメント学士（専門職）」の学位を授与する。

本学のカリキュラム編成の特色は、学問横断的な科目編成と実習・演習科目の配置と相まって、他大学とは異なる教育課程となっている。科目ごとの成績評価は教員が責任を持つが、科目間のシラバスの連携強化をはかることで、学生のより深い学修を促すことも、本学の教育目標の達成には不可欠である。故に学修ポートフォリオの実践を基に、科目連携を積極的に進めるとともに、教員は不断のシラバスの見直しと、教授方法の改善に向けて、教員相互のコミュニケーションが図れるように、教務・学生委員会がリーダーシップを発揮する予定である。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、教育目標および、ディプロマ・ポリシーに基づき、その学修到達目標を達成するため、次のような教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を設定し、教育課程を編成・実施している。

- (1) 社会人として必要な基礎能力である論理的思考力、コミュニケーション能力、協調性を身につけさせるための教育を実施する。
- (2) 経済や経営の基本概念と理論的な知識に加えて、マネジメントに必要な組織運営の仕組みや流れを理解できる能力を身につけさせるための教育を実施する。
- (3) フードサービス企業の特性を理解し組織的課題を発見できる能力と、組織の仕組みや運営方法の改善を担うことができる素養を身につけさせるための教育を実施する。
- (4) フードサービス企業を取り巻く社会全体を俯瞰的にとらえ、それらを経営学およびフードサービスマネジメントの知識と思考法に応用することで、柔軟な発想や創造力を養うための教育を実施する。
- (5) 持続的なフードサービス産業の発展に貢献するために、取り組む課題について調査し、必要な情報を収集、選択、分析し、それらを論理的にまとめあげる課題解決・提案能力を養うための教育を実施する。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、(図表 3-2-1) のとおり一貫性をもって策定されている。

(図表 3-2-1) ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係図



3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、(図表 3-2-1) で示したとおり、カリキュラム・ポリシーにより、「基礎科目」(CP1)、職業専門科目「基礎科目群」(CP2)、「フードサービスマネジメント科目群」(CP3)、「展開科目」(CP4)、「総合科目」(CP5)の科目群により編成されている。また、学生が1年間に履修登録できる単位数の上限を48単位とすることで、学生が過剰に履修登録することなく、適切に科目履修をするようにしている。(CAP制)

履修指導は、履修時期に合わせて、学生便覧とシラバスを用いて適切に行っている。シラバスは、新学期に書面で配布するとともに、Google Classroomにアップし、学生がいつでも見ることができるようにしている。

3-2-④ 教養教育の実施

(図表 3-2-1) で示すように、科目群「基礎科目」は、「社会人として必要な基礎能力である論理的思考力、コミュニケーション能力、協調性を身につけさせるための教育を実施する」科目 (CP1) であるため、教養教育として位置づけられている。

「基礎科目」は、次のような科目構成となっている。

(1) 社会人の基礎能力に関する科目

本学における社会人基礎力である「論理的思考力」「コミュニケーション能力」「協調性」を身に付けるための科目

科目：「アカデミックリテラシー」「キャリアデザイン」「コミュニケーション論」「プレゼンテーション論」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語Ⅲ」

(2) 職業人として必要な基礎能力に関する科目

すべてに ICT が関わる情報化社会の流れに対応し、業務に使用することが一般化しているアプリケーションを用いて、データの処理・加工など情報技術の基礎を学ぶ。

科目：「統計基礎」「ネットワーク基礎論」「セキュリティ基礎論」「情報リテラシーⅠ」「情報リテラシーⅡ」

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教育方法の改善、職員の能力開発については、FD・SD委員会が中心となり企画、立案、支援を行っている。

令和3(2021)年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、一部科目をオンラインで行うこととなったため、オンライン授業に関する学びを深めるために、FD/SD研修会において、「遠隔授業に関する講習会」を2回(6/21と6/23)開催した。

そのほか、「学生による授業評価」「教員間の授業参観」等を実施し、授業改善の参考にしている。本学は実務経験のある教員の構成率が高く、実社会における経験値を教育に反映させたカリキュラムに特徴がある。学生の授業評価等を踏まえ、アクティブラーニング手法も活用しながら、考える力と、現場に即した課題発見・解決能力を育てていく予定である。また、科目間の連携を促進する意味で、教員相互で科目の授業参観を実施している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価方法については未着手である。今後は、現在使用している学事システムの活用を図りながら新たに学修支援を強化するため、システムの改革を検討中である。学生の履修履歴や、課外活動や就職活動などの情報を、学事情報として一元的に管理しながら、アセスメントポリシーの作成を行っていく予定である。また教育課程連携協議会(年2回開催)への教育の現状報告を通じて、本学の三つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育の実践について、意見を伺うことにしている。学内の点検、学外からの点検を踏まえながら、教学マネジメントのPDCAに取り組む予定である。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学校教育法第 92 条において、学長は、「校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定している。学長は、かなざわ食マネジメント専門職大学（以下、「本学」という。）の包括的な最終責任者として位置づけられており、学長の意思決定をサポートする諮問機関として、次の機関を備えている。

(1) 運営会議

大学運営（経営、広報、安全管理、施設、人事等）について審議し、理事会と大学教学・事務との意見調整を図る。

(2) 教育課程連携協議会

大学並びに産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施等に関する事項を審議する。

学長は、上記機関の助言を得て、大学運営に関する最終的な決定を下している。令和 3（2021）年度は、運営会議を 15 回、教育課程連携協議会を 2 回（令和 3（2021）年 9 月 17 日、令和 4（2022）年 2 月 25 日）開催した。

学長は理事会の構成員であり、大学の意思を理事会に伝え、理事会と大学との意見調整を行っている。

専門職大学に求められる役割機能の発揮と食マネジメントという新しい学問分野における研究と教育の実践が本学の目的であるが、日々変化する社会環境に対応した研究と教育の改善・改革には、大学組織において適切に対処できるよう学長のリーダーシップが求められる。大学の方針に基づく、大学運営上の意思決定は運営会議の審議を経て、学長が意思決定を行うことになっている。意思決定を支援するための重要な機関は、運営会議下に配置している専門委員会と教授会下に配置する教学委員会の活性化が重要である。学長が運営に関する課題について委員会に適宜諮問を行い、各委員会も大学方針に基づき、自主的な意見形成を行うことで、学長の意思決定を支援することになる。そのような役割を發揮できるよう、各委員会規程の整備と、上位機関との関係性について整備を行い、委員会の活性化を図る予定である。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学部の教育及び研究に関する重要事項を審議するため「教授会」を置いている。教授会は、原則毎月 1 回開催し、次の事項を審議し、学長に意見を述べている。

(1) 教育課程の編成に関すること

(2) 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、卒業その他在籍に関すること

(3) 学生の厚生補導に関すること

(4) 学生の賞罰に関すること

(5) 学位の授与に関すること

(6) その他、管理運営及び教育研究に関し、教授会が必要と認める重要事項

教学マネジメントに関する方向性と課題については、教授会下の設けた教学委員会で検討され、教授会で審議ののち、学長に意見を述べるように機能分化をしている。内容や開催については委員会の自主的な運営を基本に行っているが、開学2年目であり大学としての体制の確立には多くの課題・問題を抱える現状では、より委員会活動を強化することで、教学マネジメントの質を高めていく予定である。また、専門の事項を審議するために、「専門委員会」として学長直轄に設置して、教学以外の大学運営に関する問題・課題に対処すべく委員会活動を行っているが、併せて活動を強化することで、大学の体制づくりの速度を速めていく予定である。

大学運営組織図は、(図表 1-2-2) で示したとおりである。

(1) 教学委員会

- ①教務・学生委員会 ②臨地実務実習委員会 ③研究委員会
- ④図書・紀要委員会 ⑤入試委員会

(2) 専門委員会

- ①自己点検・評価委員会 ②FD・SD 委員会 ③危機管理委員会 ④広報委員会

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学の事務を担当している職員は、令和4(2022)年5月1日現在で5人(事務長1人、課長1人、事務員2人、図書館員1人)であり、届出とは乖離している。大学職員の職務分掌については、「事務分掌規程」(組織業務内容)第4条にて、「総務部」「財務部」「学生・教務部」「広報部」と分けて記載されているが、職員の配置が、届け出と隔たりがあることは、現状では、大学の事務業務の内の人事、総務、財務、経理、情報システム、広報の職務を、同一法人の事務組織において共通に行える業務は兼務で担っていることに起因する。重複業務を省き、法人全体で合理的に事務処理を行うこととで、大学の事務業務は支障なく行われている。但し、今後は学生数や教員数が増加することが見込まれ、また大学の方針の実現や課題に対処するためには、届出の事務組織において、専門的に対処すべき職務に関して未補充のものについては、計画的に専門的知識・技能を持つ事務職員の採用、配置を予定している。

事務長は、運営会議の構成員であり、職員も経営・教学組織に参画できる体制となっている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和4(2022)年5月1日現在の年齢別の専任教員数は、(図表 4-2-1) のとおりである。完成年度には、設置認可申請の教員数(専任教員数17人及び助手2人)を確保する予定である。65歳以上の専任教員が58.3%を占める状況を踏まえ、「設置時における採用教員の定年の特例に関する規程」により、定年年齢(65歳)を超えて採用した教員の後任については、職位、年齢、研究分野のバランスを考慮し、公募等により中堅若手教員を積極的に雇用し世代交代を図っていく予定である。

(図表 4-2-1) 年齢別教員構成 (令和4年5月1日現在)

	70歳以上	65～69歳	60～64歳	55～59歳	50～54歳	45～49歳	人数
教授	2	4	1	1			8
准教授		1					1
講師						1	1
助教					1	1	2
合計	2	5	1	1	1	2	12
	16.7%	41.7%	8.3%	8.3%	8.3%	16.7%	100.0%
助手							0

内 訳		
専任教員数	6	12
実務家教員	2	
研究業績を有する実務家教員	4	
みなし専任教員数	0	

教員の採用・昇任の手続きについては、「学長選考規程」、「学部長選考規程」、「教員選考人事規程」及び「教員選考における運用内規」にて定めているが、適正に運用する体制と具体的運用方法は整備中である。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD/SD研修会は、FD・SD委員会が中心となって実施している。
令和3(2021)年度は、次のFD研修会を実施した。

第1回 FD/SD研修会

開催日：令和3年6月21日

テーマ：学生とのコミュニケーションを重視したオンライン授業

(第1回 遠隔授業に関する講習会)

第2回 FD/SD研修会

開催日：令和3年6月23日

テーマ：Google クラウドの基本的な使い方 (第2回 遠隔授業に関する講習会)

第3回 FD/SD研修会

開催日：令和3年6月23日

テーマ：“高校生”に伝えたい本学の強み(=教育)に関するワークショップ

第4回 FD研修会

開催日：令和4年3月16日

テーマ：外からみた「かなざわ食マネジメント専門職大学」

上記のほか、研究委員会主催で「研究倫理」及び「科学研究費補助金」に関する研修会を2回開催した。(4-4-②③参照)

学外研修についての案内は、送られてくる都度、教職員にメールにて周知している。また、参加費等は予算化されている。

今後は、FD・SD委員会の効果をモニタリングするための施策の導入を行う予定である。また研修テーマについては、専門職大学の特色の訴求、研究分野における学術教員と実務家教員の共同研究に向けた課題探求や、ICTやIOTの進展における科学技術の変革にともなう食マネジメントの方向性など、絶えず最新の課題に対する研究、教育を学生視点でどのように実施していくのかを中心に設定していく予定である。また、教育課程連携協議会からの意見、助言や、連携センターを中心に社会の外部機関とのつながりの中で、多くの本学に対する意見なども、研修テーマの選定に参考にしていく予定である。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD研修は、ほぼFD研修と共同開催されている。令和3年度は、4-2-②のとおり、4回中3回がFD/SD研修会として開催された。

FD研修と同様に、学外研修については、案内は送られてくる都度、教職員にメールにて周知している。また、参加費等は予算化されている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境としては、教員1人に1部屋、デスク、椅子、棚、打ち合わせ用の机及び椅子、パソコンを備えた研究室を用意している。また、専門学校や事務局と共用であるが、プリンター・コピー機、シュレーダーなどが使用できる。

図書館には、令和4(2022)年5月1日現在、専門書を中心に蔵書9,337冊を揃えている。また、教員に対して特別貸出を行っている。

研究成果の発表の場として、令和4(2022)年度中にインターネット上に「紀要」を発表できるよう計画している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理については、「研究委員会」が次の業務を行っている。

- (1) 学術研究活動の活性化に関すること
- (2) 研究組織基盤の整備に関すること
- (3) 学内外における共同研究及び研究交流の推進に関すること
- (4) 研究費の不正使用防止に関すること
- (5) 研究上の倫理及び安全に関すること
- (6) その他研究推進に関すること

令和3(2021)年度は、次の取り組みを行った。

- ・オンラインにて委員会を開催し、研究倫理に関する規程等の整備を行い、ホームページ

ジにて公開。

- ・全教員を対象に、研究倫理についての次の研修会を開催。

開催日：令和3年8月10日

テーマ：研究費の適正な執行 適正な研究活動

- ・「日本学術振興会 研究倫理 e-ラーニング」を全教員受講した。

新任教員配置の際は、研究倫理 e-ラーニングを過去受講、未受講にかかわらず、本学で受講することを必須とする。また全教員の5年に1回の再受講、「研究費の適正な執行、適正な研究活動」の研修は、毎年度初頭に実施する予定である。また、本学の研究倫理については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(H26.8.26 文科省)に基づき、「研究活動不正行為防止規程」に定めている。

また、「公的研究費」に関する事項については、次の規程を整備し定めている。

- ・「公的研究費の不正使用防止等に関する規程」
- ・「公的研究費の適正使用に関する行動規範」
- ・「公的研究費不正使用防止計画」
- ・「公的研究費の内部監査マニュアル」「特殊な役務に関する検収方法」「公的研究費等に係る不正取引に関与した業者への処分方針」

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学の研究活動への資源は、次のように「個人研究費」「共同研究費」により分配される。

(1) 個人研究費

「個人研究費規程」に基づき、専任教員（教授、准教授、講師、助教）に対して、年額 25 万円（上限）の研究費を支給している。令和3年度は7名に支給した。教員は「研究費執行の手引き」により、適切に個人研究費の手続きを行っている。

(2) 共同研究費

「共同研究費使用規程」に基づき、年間 100 万円を限度額に支給している。令和3年度は1グループ（研究テーマ：白山市の地域振興に資する予備調査）に支給した。

本学は、地域社会から多くの支援を受けている。地域に研究成果を還元し、卒業生を地域に送り出していくためにも、研究活動を学内から学外へとフィールドを拡大していく必要性を認識している。そのためには教員個々の個人研究費内における研究以外に、共同研究に関する諸規定を整備して、外部機関や組織等との多様な研究が推進されるよう改善していく必要がある。とりわけ共同研究には外部資金の獲得が大きな課題となる。共同研究者に外部資金獲得を督励するとともに、大学の職員についても外部資金獲得に向けて支援体制を強化できるように、研究委員会において、共同研究費使用規程を見直し、共同研究のより一層の推進を図る予定である。

日本学術振興会の科学研究費補助金等の外部資金の獲得については、その都度、教員にメールにて連絡を行っている。令和3（2021）年6月9日には、科研費応募者を対象にした科研費説明会を開催した。また、科研費応募者対象のアドバイザー制度を設けている。研究活動に関する手続き、支援は事務局が行っている。

